

熊本県オンライン電子納品要領（営繕工事編）

（趣旨）

第1条 この要領は、電子成果データの流通・活用推進の取組の一環として、電子成果品の電子媒体による納品に替えて、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いて電子成果品を登録することで納品（以下、「オンライン電子納品」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 熊本県土木部建築住宅局が発注する電子納品対象の工事及び委託業務を対象としてオンライン電子納品を実施するものとする。

（適用）

第3条 原則として、熊本県電子納品運用ガイドライン（令和3年4月1日）に基づき、オンライン電子納品を実施するものとする。

（電子成果品の作成）

第4条 電子成果品は、従来の電子媒体による電子成果品と同様に作成するものとする。

（利用システム）

第5条 オンライン電子納品は、以下のシステム（以下、「オンライン電子納品システム」）により実施する。

システム名：My City Construction

URL：<https://mycityconstruction.jp/>

（実施手順）

第6条 オンライン電子納品は、以下の手順により実施する。

（1）事前協議

受注者はオンライン電子納品を実施する場合については、事前に書面で監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。

（2）ユーザ登録

受注者は、過去にオンライン電子納品システムの利用実績がない場合、オンライン電子納品システムのユーザ登録を行う。利用実績がある場合には、

作成済みのアカウントを利用する。

(3) 成果品登録

受注者は、電子納品チェックシステムを用いてチェックを行った上で、電子成果品の登録作業を行う。

(4) 登録内容確認

発注者は、登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録された成果品に不備がある場合には、発注者は差戻しを行い、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(5) 検査

検査は、オンライン電子納品システムに登録された成果品をシステム上で閲覧することで実施する。なお、機器の準備は、検査時にインターネット接続が必要となることを考慮した上で、受発注者のどちらが行うか事前協議において確認する。

また、紙媒体での検査が必要な状況においては、事前協議を行うこと。

(6) 成果品の修正

検査の指摘等により、成果品の修正が必要となった場合、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(データの取扱い)

第7条 オンライン電子納品の電子成果品については、原則「非公開」の設定を基本とする。ただし、業務効率化等の観点から公開したものが有用であるものはこの限りではない。

(積算の取扱い)

第8条 オンライン電子納品システムを利用する費用について、工事は共通仮設費の別途積上げとし、委託業務は特別経費の別途積上げとし、それぞれ設計変更で対応する。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。